

THE



新価・実損払

個人用火災総合保険





THE すまいるの保険 5つの特長を知る!

昨今の大规模自然災害の発生や、建物設備の高度化など社会環境の変化に潜むさまざまなリスク。損保ジャパンのTHE すまいるの保険は、お客さまの安心・安全をことごとく追求した火災保険です。

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

THE すまいるの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス!
セットでできる大きな安心をプラス!
セレクトできるオプション(各種特約)は、P.7をご参照ください。

火災	落雷	破裂・爆発
ひょう、風災、雷災、雪災	建物外部からの物体の落下、飛来・衝突など	
水災	水災	
しゅう、漏れ、逆流による	盗難による	
漏れ、逆流による	盗取・損傷・汚損	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	さらに補償を付けるオプション(各種特約)	

特長2 万全のサポート体制でもしもの時も安心!

全国の保険金サービス拠点とLINEによる迅速な保険金支払い

お客さまへの速やかな事故対応に向けて火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを全国に展開しています。またLINEで事故・トラブルのご連絡から、保険金請求手続きまで完結可能です。操作もカンタンで便利!24時間いつでもご連絡が可能なため、もしもの時も安心です。



住宅修理トラブルがあった時は弁護士等に相談可能!

THE すまいるの保険では、悪質な住宅修理業者との契約トラブルを解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用・書類作成費用をお支払いする特約を新設しました。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

※個人用の火災保険に付帯する特約としては業界初の補償です。

詳しくはP.9をご参照ください。

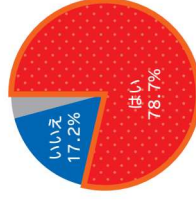
特長3 建てかえ時の費用も補償可能に!

THE すまいるの保険では、住宅に7割以上の損害(注)が発生し、新築に建てかえた場合に、建てかえ費用をお支払いする特約を開発しました。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

(注)保険の対象である建物について、協定再調達価額に対する損害の割合が70%以上100%未満の場合

詳しくはP.7をご参照ください。

損保ジャパン美施のアンケートによると、自宅に7割以上の損害が発生した場合に、約78.7%の方が新築への建てかえを検討しています。(右図参照)



▶自宅に7割以上の損害があった場合、新築に建てかえたいですか?

もくじ

THE すまいるの保険 5つの特長を知る!	P.1	参考データ	P.21
プランを確認する!	P.3	すまいるのアシスタントダイヤル	P.22
地震保険は必要保険です!	P.5	住宅修理サービスに関するトラブルに	P.23
ひとまわり大きな安心をプラス!	P.7	ご注意ください!	P.25
契約上重要となるご注文点	P.15	用語の解説	P.26
保険金をお支払いできない主な場合	P.16		
【ご契約時】にご注意いただきたいこと	P.17		
【ご契約後】にご注意いただきたいこと	P.20		

特長4 復旧に付随して発生する費用(復旧付随費用)も しっかり補償!

復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいるの保険では復旧付随費用として下記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

損害範囲確定費用	仮修理費用	残存物取片づけ費用	原因調査費用
損害の範囲の確認	ブルーシートで仮修理	スクラップを搬出	保険の対象を復旧するための原因の調査
設備または装置を再稼働するために点検・試運転	貸借費用 代金を賃借	仮設物設置費用 保険の対象の代替として仮設物を建設	残業勤務などの費用 迅速に復旧するために残業勤務で工事
			建物の対象以外の原状復旧費用 建物修理時に家具を倉庫等へ移動・保管・再設置

復旧付随費用をお支払いする一例

修理見積書	合計
・屋根の修理費用 400,000円	1 復旧費用
・損害調査費 20,000円	2 損害範囲確定費用
・ブルーシート養生 50,000円	3 仮修理費用
・解体材運搬費用・処分費用 30,000円	4 残存物取片づけ費用
	500,000円

特約のセットは不要!

①の復旧費用に加え、②③④のような復旧付随費用も、基本補償の中で損害保険金としてまとめてお支払いが可能です。

特長5 充実のサービスをすべてのプランで無料で無料セット! 「すまいるとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス
平日 午前10時~ 午後5時	防犯機能アップ応援サービス
	健康・医療相談サービス
	介護関連相談サービス
	法律相談サービス(原則予約制)
	税金相談サービス(原則予約制)

「すまいるとくらしのアシスタントダイヤル」はP.22をご参照ください。



プランを確認する!

それぞれの契約プランで

建物と家財 建物のみ 家財のみ

が選べます。P.17をご参照ください。

補償内容の詳細はこちら



「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プラン(注1)をご用意しました。

事故の区分	補償内容	事故例	ヘーシック (I型)						スリム (I型)	スリム (II型)
			ヘーシック (1型) 水災なし	ヘーシック (I型)	ヘーシック (II型) 水災なし	ヘーシック (I型)	ヘーシック (II型) 水災なし	スリム (I型)	スリム (II型)	
火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。	火災により建物が焼失した。	○	○	○	○	○	○	○	
風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災による損害を補償します。	台風で屋根が壊れ、建物が損害を受けた。	○	○	○	○	○	○	○	
水災	洪水や土砂崩れなどの水災(詳細面の30%以上の損害、床上浸水)による損害を補償します。	台風による洪水によって床上浸水し、建物が損害を受けた。	○	○	○	○	○	○	○	
盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損等による損害を補償します。	泥棒が入った際に窓ガラスが壊された。	○	○	○	○	○	○	○	
建物外部からの物体の落下・飛来、水漏れ、騒音など	建物外部からの物体の落下・飛来、衝突、漏水などの水漏れ、騒音、集団行動等を伴う暴行行為による損害を補償します。	自動車が飛び込み、車が壊れた。	○	○	○	○	○	○	○	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	上記を除く、不測かつ突発的な事故を補償します。	家具をぶつけてドアを壊してしまった。	○	○	○	○	○	○	○	

(注1) 保険の対象が戸建ての建物(T、H構造)の場合、水災補償が原則セットとなります。ヘーシック(I型)、ヘーシック(II型)、スリム(I型)をご選択ください。

(注2) 保険の対象が建物のみの場合、また、保険の対象が家財のみの場合、建物は補償されません。

1分でできる
クイック試算!

保険料は損保ジャパン公式ウェブサイトで簡単に試算できます。



補償されません。の場合、次のような事故で
保険金を受け取ることはできません。

水災

近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。実際に、これまで水災が発生しないような地域でも水災が発生しています。

突然の大雨、近くには河川が無くても...

- 台風や暴風雨などにより土砂崩れが発生する可能性
- 下水などが溢れる都市型の水災の可能性

将来の地球環境も予測が困難な状況であり水災の危険が確実に増しているといえる現代において、水災が補償されるプランをおすすめします。

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

お支払保険金例
152.7万円

不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)
お支払保険金例
26.9万円

損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

損害の額 - 自己負担額 = 損害保険金

※ 損害の額には、保険の対象を事故発生日費用)のほか、復旧付随費用を含めた場合、自己負担額を高く設定すると、低く設定すると、事故の際にお客さまに負担をいただく金額が大きくなりますので、ご注意ください。

※ 1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれ別の損害の額に対して適用されます。

※ 保険の対象である建物や家財等により、自己負担額をお支払いする損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額は?

3項目でおかんたんシミュレーション

あなたの家財の金額は?



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、P.15-16をご参照ください。

賃貸住宅にお住まいの方はTHE

家財の保険にご加入ください。大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償する借家人賠償責任補償が自動セットされた商品です。詳しくはTHE 家財の保険のパンフレットをご参照ください。

「費用保険金など」補償内容

臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。(いずれも選択してください)

損害保険金×10% (100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度)

臨時費用保険金
なし



全プラン共通で自動的にセット

地震火災費用保険金
地震などによる火災で損害が一対割合以上となった場合にお支払いします。

酒排水道管修理費用保険金
建物の専用水道管が連結によって損傷を受け、これを修理する際の費用をお支払いします。

損害防止費用
消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。

パッキンのみが生じた場合などは対象外です。



THE すまいの保険には原則セットされます。ご希望により外すこともできます。

地震保険
地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



詳しくはP.5へ



ひとまわり大きな安心をプラス!(各種特約)

建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額である契約には、建てかえ費用特約が自動セットされます。

詳しくはP.7へ

家財の補償もお忘れなく!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けなくても保険金が支払われません。建物のみの補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合、建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合、家財は補償されません。

あなたのご家族の家財、いくらあるかご存知ですか? 思っている以上に家財は高額です。

家財の新価の目安

(2023年4月現在)

家族構成	2名	3名	4名	5名
大人のみ	490万円	580万円	670万円	760万円
大人2名/子供1名	700万円	790万円	880万円	970万円
大人2名/子供2名	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円
大人2名/子供3名	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円
大人2名/子供4名	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円
大人2名/子供5名	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円



災害後の暮らしをしっかりとサポート 地震保険は必要保険です!

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。THE すまいるの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等の原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)*・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険の保険の対象

建物 居住用建物(専用住宅および併用住宅をいいます。)
ただし、建物の損害がなす、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

家財 居住用建物に収容されている家財一式。

保険の対象に含まれないもの

(THE すまいるの保険で保険の対象に含まれません。)
●通貨・有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
●自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車)をい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます(ん。)
他これらに類するもの

地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。ただし、保険の対象ごとに上記の限度額が適用されます。
※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。
(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認書類のご提出が必要です。
なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類(割引率)	割引の適用条件
免震建築物割引 (50%)	ご提出いただいた確認書類(注1) ①品価格に基づき登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類(注4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注5)(注6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかかります。)」など ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注5) 例)「フラット35Sの適合証明書」など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)・増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します(注6)。) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」など
耐震等級割引 (等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%)	①建物の所在地、耐震診断年月および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含む)に適合している」旨の文書が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果、より減耗措置を要するための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」など
耐震診断割引 (10%)	①公的機関等が実施し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿原本」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」など ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」など
建築年割引 (10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること

(注1)代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保(注3)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録ジャンルまでお問い合わせください。
(注2)住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)
政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
(注4)品確法に基づき登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づきにより定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

き詳細を行い、かつその評価内容が記載された書類にかかります。
(注5)確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して開けた書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいるの保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(個人用火災総合保険の) ※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。



詳細はこちら >

損傷の程度	損傷の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	<ul style="list-style-type: none"> 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上 	地震保険金額の100% (時価額が限度)
大半損	<ul style="list-style-type: none"> 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が 家財全体の時価額の60%以上80%未満 	地震保険金額の60% (時価額が限度)
小半損	<ul style="list-style-type: none"> 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が 家財全体の時価額の30%以上60%未満 	地震保険金額の30% (時価額が限度)
一部損	<ul style="list-style-type: none"> 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水 	<ul style="list-style-type: none"> 家財の損害額が 家財全体の時価額の10%以上30%未満 	地震保険金額の5% (時価額が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2023年4月現在)

損害認定に関する注意

損害の程度は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に際する住宅の被害認定基準適用指針」とは異なり)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損傷の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分の損害は保険金のお支払対象となりません。

損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意

損害の程度が「一部損」に至らない場合は、上記損害認定基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。
▲ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意
損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に滞って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

主契約火災保険に関する注意

地震火災保険が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の粉災または溢難によって生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2023年4月現在)

控除対象額	
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

地震保険のほかにも、地震の原の補償を充実させる地震危険等上乗せ特約や地震火災特約(地震火災30プラン)をご用意しています。詳しくはP.10へ



ひとまわり大きな安心を

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。

家を修理せずに建てかえたい

住宅の大部分に損害が発生した場合に、修理ではなく家を建てかえたいというお客さまに向けた特約です。

建てかえ費用特約



住宅に70%以上の損害が生じた場合に、新築に建てかえる費用を補償します。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

- ▶ **セットできるプラン** **すべてのプラン**
- ▶ **自動セットされる契約の主な条件** 保険の対象に建物が含まれていること、建物の協定再調達価額と建物の保険金額が同額であること

保険金をお支払いする場合

【建てかえ費用保険金】
損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる場合で、以下の条件をいすれも満たす場合
・損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
・事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ（買いかえを含む）が完了したこと
※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合は、以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。
※取りこわしを開始・完了した場合
・損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
・損害を受けた建物の使用を開始した場合

保険金をお支払いできない主な場合

建てかえをせずに修復をした場合 など

こんな方にも！

住宅に大規模な損害があった場合、修理ではなく家を建てかえ・買いかえたい！

お支払いする保険金

以下について、「建てかえ完了後」にお支払いします。
【建てかえ費用保険金】
被災者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用
- 損害の額
- 建物の保険金額-損害の額が限度
※損害の額には、復旧付随費用は含まれません。

復旧付随費用はP.2をご参照ください。

【取りこわし費用保険金】

取りこわし費用の実際（建物の保険金額の10%が限度）
この特約により保険金を支払う場合は、以下のいずれか早い時に保険契約が終了します。
・損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額の80%を超えたことにより保険契約が終了する時
・損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
・被災者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
・被災者が損害を受けた建物の使用を開始した時

建てかえ費用特約開発の背景（2022年10月新設）

● いざという時に新築へ建てかえられる費用を補償したい！

損保ジャパンが独自に実施したアンケートによると、右のイラストのような大きな損害があった場合、約78.7%の方が新築へ建てかえたいと回答しています（P.1参照）。一方、これまでの商品のお支払対象は「事故発生直前の状態に復旧するための費用」となり、「建てかえ・買いかえに要する費用」については自己負担いただいていた状況でした。

近年、大規模自然災害が相次いで発生しており、自然災害のリスクは一層高まっています。万が一大きな損害が発生した場合に安心して建てかえ・買いかえの選択取も取っていただけるよう、建てかえ費用特約を開発しました。

● アンケート調査による加入意向は85%以上！

約2万人を対象とした損保ジャパンの独自アンケートによると、建てかえ費用を補償する保険について、85%以上の方々に加入意向がありました。（右図参照）



加入したいと思う、もしくは保険料効果で加入したいと思う **86.2%**

多くの方々に加入意向があることから、自然災害リスクが高まる中でより多くのお客さまに補償をお届けすべく、条件に該当する契約について建てかえ費用特約を自動セットします。

「省エネ・再エネ住宅」のさらなる普及・促進に損保ジャパンのカーボンニュートラルの取

プラス！

省エネ住宅が抱えるリスクへの補償を充実させたい

IoT住宅費用「売電収入・サイバーリスク」特約の補償拡大に伴い、太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約に名称変更となりました。

太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約

【発電利益補償】

太陽光発電システムが火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により損害を受けた結果、被った売電収入の損失に加えて、**自宅で電力を消費することできなくなったことよって発生する電気代相当額**を補償します。 ※下線部分が補償拡大部分です。

【住宅内サイバーリスク補償】

住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン・家電製品など）がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合に補償します。



【発電利益補償】

太陽光発電システムで発電した電力に関する利益損失リスクに備えたい！

【発電利益補償】

・建物に設置された太陽光発電システムが台風によって破損してしまい、発電にできなくなった場合の補償（発電利益補償）
・建物に設置された太陽光発電システムが雷害によって破損してしまい、売電収入が減ってしまった。（発電利益補償）

・スマートハウスのネットワーク構成機器・設備（パソコン・家電製品など）がサイバー攻撃を受け使用不能となり、修理するために費用を負担した。（住宅内サイバーリスク補償）
・対象の建物内で報知の通信機器がサイバー攻撃を受け個人情報情報が漏えいし、見舞品の購入費用・発送費用を負担した。（住宅内サイバーリスク補償）

- ▶ **セットできるプラン** **すべてのプラン** **すべてのプラン**
- ▶ **セットできる契約の主な条件** 保険の対象が建物および家財であること
- ▶ **特約の保険金額** 発電利益補償：発電利益の月額約定復旧期間の月数を乗じた額（約定復旧期間は3か月～6か月の整数倍で決定します。）
住宅内サイバーリスク補償：30万円、50万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

【発電利益補償】

損害保険金のお支払対象となる事故（注）により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた結果、発電利益に損失が生じた場合
（注）建物電氣的、機械的故障特約がセットされている場合は、電氣的事故または機械的故障を含みます。

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備（コンピュータ、周辺機器、家電製品、設備、装置、通信回線設備、携帯式通信機器など）がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被災者が以下の費用を負担した場合
情報機器等修理費用／情報漏えい対応費用（個人情報情報を漏えいされた本人に対する早無金については1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1法人あたり3万円が限度）／データ復旧費用／事故現場の保存・状況調査等に必要なる費用／事故の原因調査・再発防止のための費用／事故の拡大防止に必要な費用／有益なコンサルティング等を受けなければならない費用

保険金をお支払いできない主な場合

【発電利益補償】

太陽光発電システムに損害が生じていない場合
【住宅内サイバーリスク補償保険金】
・使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークに使用されていないこと起因して費用が生じた場合
・漏えいした個人情報をお不正使用されたことに伴い損害が生じた場合 など

【注意】

1. 発電利益補償を選択せず、住宅内サイバーリスク補償のみを選択することも可能です。
2. 住宅内サイバーリスク補償の対象となるネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、当該特約をセットすることができません。
3. 住宅内サイバーリスク補償について、事故の際には警察等に書面等で被害の届出または報告をしていただく必要があり、また保険金のお支払いには、被災者が負担した費用が事故によって生じたものであることを、客観的資料により確認する必要があります。

向けて上記の2つの特約をご用意しています。り組みについてはP.21をご参照ください。



各特約のさらなる詳細はこちら▶

補償拡大

住宅修理トラブルの際に弁護士に相談したい

悪質な住宅修理業者とのトラブルの際に、弁護士に相談してもらいたい、法律相談をしたいというお客さまに向けた特約です。

住宅修理トラブル弁護士費用特約



悪質な修理業者との住宅修理トラブル(注)を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

(注) 保険証券記載の建物の修理、改装、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支戻、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)

重要説明 保険金請求を代行する修理業者と契約したが、請求された手数料を払ってしまおうと建物に完全には修理ができないと判明し、契約を解約するために弁護士に対応を委任した。

- ▶ セットできるプラン **すべてのプラン**
- ▶ 自動セットされる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

【弁護士費用保険金】
住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合
【法律相談・書類作成費用保険金】
住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合

ご注意 お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い情報システムが行います。

保険金をお支払いできない主な場合

弁護士等への委任について、あらかじめ損害保険ジャパンの承認を得なかった場合(弁護士費用保険金) など

新設

悪質な住宅修理業者とのトラブル時に直接交渉をすることが不安。弁護士に対応をお願いしたい!

地震の補償を充実させたい

地震保険の保険金額は、最大で火災保険金額の50%です。地震等による損害が生じた場合の補償を充実させたいお客さまに向けて各種特約をご用意しています。

地震危険等上乗せ特約

地震等による損害をフルカバー



地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失の損害が生じた場合に、地震保険金額とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。
▶ セットできるプラン **ペーシック(I型)**
▶ セットできる契約の主な条件 保険期間が1年間であること、臨時費用保険金がセットされていること、すべての保険の対象に地震保険を限度額までセットしていること

▶ 地震保険料控除 お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2023年4月現在)

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の特約の保険の対象について、地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって損害が生じ、地震保険金が支払われる場合

お支払いする保険金

地震保険金と同額。
ただし、保険の対象が建物で、地震保険金の額とこの特約の保険金の額の合計額が保険の協定再調達価額を超える場合は、保険の対象の協定再調達価額から地震保険金の額を差し引いた額とします。保険の対象が家財で、地震保険金の額とこの特約の保険金の額の合計額が保険の対象の再調達価額を超える場合は、保険の対象(注)の再調達価額から地震保険金の額を差し引いた額とします。

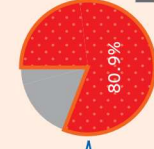
(注) 貴金属等を含みません。

※ 火災による損害が生じた場合、あわせて地震火災費用保険金をお支払いします。

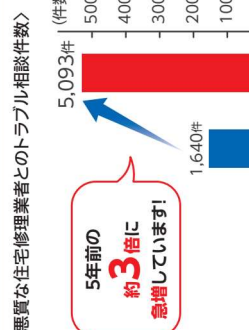
地震保険金をお支払いできない主な場合
地震保険金を支払われない場合 など

住宅修理トラブル弁護士費用特約開発の背景

近年、自然災害の増加を受け、災害に備える悪質な住宅修理業者によるトラブルが5年前の約3倍に急増しています。(右図参照)悪質な住宅修理業者と契約を行ってしまった場合に、契約解除の対応などをお客さまご自身で行うことが難しく、弁護士委任や法律相談を行うケースも出てきており、このような費用の補償に対するニーズが高まっています。損害保険ジャパンの独自アンケートによると、「悪質な住宅修理業者とのトラブルを解決するための弁護士等への費用の補償が自動セットされた火災保険」について80%以上の方が魅力的であると回答しました。(左図参照)このように多くのお客さまからのニーズが確認できたため、弁護士等への委任に要する費用または法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。また、より多くのお客さまに補償をお届けすべく、保険の対象に建物が含まれている契約について、住宅修理トラブル弁護士費用特約を自動セットします。



とても魅力的だと思う
もしくはやや魅力的だと思う
80.9%



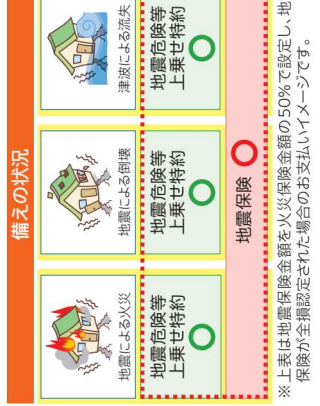
※ 一般社団法人日本損害保険協会チラシ「あなたの保険金が狙われています」より
https://www.sompo.or.jp/news/caution/ctuevu00000054tc-att/hokengatukaeru.pdf

住宅修理サービスに関するトラブルの詳細についてはP.23-24をご参照ください。



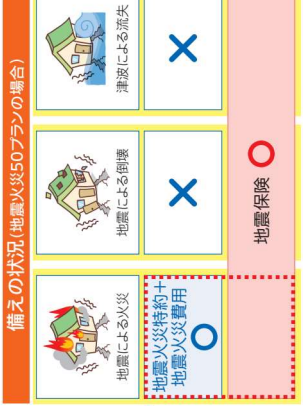
各特約のさらなる詳細はこちら

～こんな方におススメ！～
地震保険には加入しているけれど保険金額が100%ではないため不安。
地震リスクに対して万全に備えたい!



※ 上表は地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震保険が全損認定された場合のお支払いイメージです。

～こんな方におススメ！～
地震保険には加入しているけれど地震による火災補償が100%ではないため不安。しっかりと補償したい!



※ 上表は地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震保険が全損認定された場合のお支払いイメージです。

※複数のご契約に特約をセットした場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.19をご参照ください。

事故の際の補償を充実させたい

類焼損害特約



お住まいからの先火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

【事故例】 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまいました。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

〜こんな方におススメ！〜
万が一火事を発生させてしまった際に、ご近所の方へなるべく迷惑をかけたくない。

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂、爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ・火災によって発生した煙や臭気による損害の場合
- ・延焼してしまっった建物(空家や専門店の場合) など

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円が限度)

- ご注意** 1. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
- 2. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただく必要があります。

建物電氣的・機械的事故特約



建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械的内的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

【事故例】 給湯器の点火動作時に異常着火し、配線が焼きついて故障した。エアコン室外機の電気部品がショートし、焼付けが生じたことにより、室外機が使用不能になった。

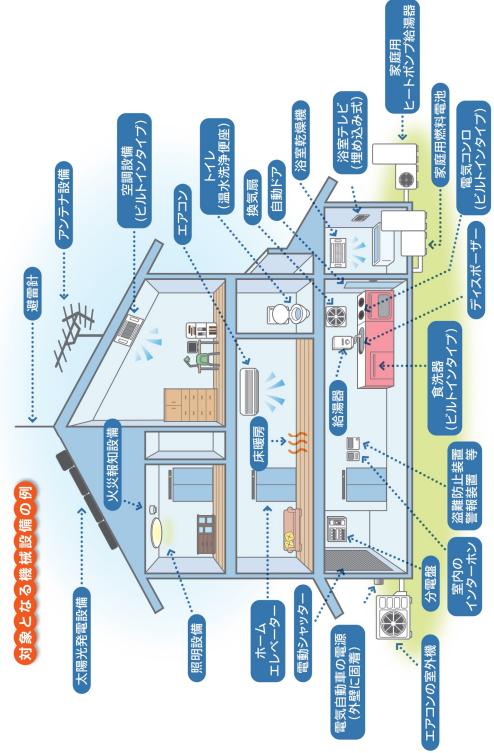
- ▶ セットできるプラン **ペーシック(I型)** **ペーシック(I型)水災なし**
- ▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ・自然の消耗、劣化等による損害の場合
- ・この特約の対象の製造者、販売者などが被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)/を負うべき損害の場合 など



対象となる機械設備の例

携行品損害特約



携行している身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 【事故例】** 通勤途中で駅の壁にバッグをぶつけて破損してしまいました。
- ▶ セットできるプラン **ペーシック(I型)** **ペーシック(I型)水災なし** **ペーシック(II型)** **ペーシック(II型)水災なし**
- ▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に家財が含まれていること
- ▶ 特約の保険金額 50万円、100万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建築物を含みます。))外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合

自然の消耗、劣化等による損害の場合 など

お支払いする保険金

損害の額 - 1万円(自己負担額)(注)
(契約年度ごとに、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)
※保険の対象が生活用の通車等、印紙、切手または乗券等の場合、損害の額の上限は5万円とします。
(注)主契約の自己負担額に別途なく1万円とあります。

事故再発防止等費用特約



火災、落雷、破裂、爆発の事故または盗難の事故により損害保険金をお支払いする場合には、その事故の再発防止策として「事故再発防止メニュー」をご利用いただけます。専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで対応します。

POINT!

事故再発防止策は損保ジャパンが提供する「事故再発防止メニュー」からお選びいただけます。たとえば、空き巣被害の再発防止策として、空き巣の主な侵入経路である窓について、防犯ガラス・フィルムを設置し、事故の再発を未然に防ぐ対策が可能です。

【事故例】 盗難の事故により損害保険金が支払われたため、再発防止のためにホームセキュリティサービスを利用した。

- ▶ セットできるプラン **ペーシック(I型)** **ペーシック(I型)水災なし** **ペーシック(II型)** **ペーシック(II型)水災なし**

保険金をお支払いする場合

火災、落雷、破裂、爆発または盗難(注1)の事故で損害保険金(注2)をお支払いし、かつ、その事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合

(注1)通貨等、預貯金証券等のみの盗難は含みません。
(注2)火災、落雷、破裂、爆発または盗難(注1)の事故による営業用什器・備品等損害特約およびお預品・製品等損害特約の保険金を含みます。

自然の消耗、劣化等による損害の場合 など

お支払いする保険金

事故の再発防止等のため、被保険者が事故発生の日から180日以内に負担した有益な費用(注1)(1事故につき、20万円が限度)

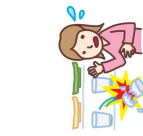
(注)お支払対象となる費用の一覧は、損保ジャパン公式ウェブサイトでご覧いただけます。

ご注意

お住まいの地域や、やむを得ない事情によっては、事故再発防止メニューの申請に口数を要する場合や、提供者の手配ができない場合があります。

賠償事故に備えたい

個人賠償責任特約



日常生活においてお客様ご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

- 【事故例】** 買い物中に商品に商品を壊してしまいました。
・飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。
・日本国内で友人から借りたカメラを、海外旅行先で落としました。

- ▶ セットできるプラン **すべてのプラン**
- ▶ 特約の保険金額 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円(いずれかから選択できます)。

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で委託した財物を盗み取られたり、または電等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者の居住の用に供される住宅(注)または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(注)の所有・使用または管理に起因する偶然な事故
- (注)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ・自動車所有・使用・管理に起因する賠償責任の場合
- ・業務に直接起因する賠償責任の場合 など

〜こんな方におススメ！〜
他人にケガをさせたり、物を壊したりした場合のトラブルに備えたい!

- ・子供が自転車運転中に他人にケガをさせた。
- ・自宅の扉が倒れ他人にケガをした。
- ・自転車を運転中に路側内で立ち往生してしまい、電車を止めてしまった。

多かせて安心
日本国内の事故にかぎらず、損害賠償に
関する示談交渉をお客さまに代わって
損保ジャパンが引き受けます。

1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。
3. 賠償責任額が明かかこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。



各特約のさらなる詳細はこちら >

施設賠償責任特約

保険証券記載の建物の欠陥や、この建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



【事故例】 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を潰ってしまった。
法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

- ▶ セットできるプラン **3バリエーション**
- ▶ セットできる契約の主な条件 対象業者が、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業（戸建を賃貸する場合も含みます。）であること
- ▶ 特約の保険金額 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

お支払いする保険金

被保険者が、日本国内において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

保険金をお支払いできない主な場合

建物外部から内部への雨や雪等による侵入または吹き込みによる損害の場合 など

大家さん向け

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

マンションやアパート等の共同住宅の借家人賠償責任や修理費用を包括して補償します。

【事故例】 入居者が火災を生じさせ、賃貸している借戸室に損害が生じ、入居者が大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。

- ・空室貸借責任（借家人賠償責任）
- ・空室貸借責任に連い、玄関の錠を増された。

賃貸契約で玄関ドアは入居者が修理することになっているため、（修理費用）

▶ セットできるプラン **3バリエーション** ▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象が共同住宅であること

▶ 特約の保険金額 以下のいずれかから選択できます。

▶ 特約の保険責任 借家人賠償責任：2,000万円または1,000万円、修理費用：300万円または「なし」

保険金をお支払いする場合

【借家人賠償保険金】

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、借戸室が損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその買主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合

被保険者の範囲はP.19をご参照ください。

【修理費用保険金】

偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその買主との契約に基づきまたは緊急的（注）に、自己の費用で現実的にこれを修理した場合（ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。）

（注）借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・自然の消耗、劣化等による損害の場合
- ・この特約の対象の製造者、販売者または送込人等が、被保険者または買主に對し法律上または契約上の責任を負うべき損害の場合 など

被保険者の範囲はP.19をご参照ください。

▶ セットできるプラン **3バリエーション**

▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

▶ 特約の保険金額 家賃月額に約定復旧期間の月数に乗じた額（約定復旧期間は3か月～8か月の整数月で決定します。）

▶ 特約の保険責任 借家人賠償責任（約定復旧期間）に生じた家賃収入の損失額（1回の事故につき、特約の保険金額が限度）

（注）保険契約に建物電気的・機械的事故特約（P.11参照）がセットされている場合は、偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的の作用に伴って発生した電気的事故または機械的稼働に伴って発生した機械的事故を含みます。

家賃収入特約



他人に賃貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、

被った家賃収入の損失を補償します。

【事故例】 他人に賃貸している建物に火災による損害を受け、

家賃収入が6か月停止してしまった。

▶ セットできるプラン **3バリエーション**

▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

▶ 特約の保険金額 家賃月額に約定復旧期間の月数に乗じた額（約定復旧期間は3か月～8か月の整数月で決定します。）

▶ 特約の保険責任 借家人賠償責任（約定復旧期間）に生じた家賃収入の損失額（1回の事故につき、特約の保険金額が限度）

保険金をお支払いする場合

損害賠償金をお支払対象となる事故（注）により、建物が損害を受けた結果、

家賃収入に損失が生じた場合

保険金をお支払いできない主な場合

選択したプランで対象外となる事故により、他人に賃貸している建物が損害を受けた場合 など

事故対応等家主費用特約

賃貸住宅（借戸室）内での死亡事故に伴う家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

P O I N T

高齢化社会の進展により65歳以上の1人暮らしの方が増加しており、それに伴い孤独死リスクも増加しています。賃貸住宅内で死亡事故が発生した結果、家賃の損失および清掃費用等の費用負担が発生する可能性があります。

【事故例】 賃貸住宅（借戸室）内で死亡事故が発見され、その戸室の新たな入居者が見つからず、家賃収入が5か月間停止してしまった。（家賃収入）

・上記戸室を賃借可能な状態に戻すための清掃・消毒・リフォーム費用や火葬費用を負担した。

▶ セットできるプラン **3バリエーション**

▶ セットできる契約の主な条件 家賃収入特約がセットされていること

▶ 特約の保険金額 家賃収入補償：保険の対象である建物の家賃月額

・死亡事故対応費用補償：100万円

保険金をお支払いする場合

【家賃収入保険金】

賃貸住宅（借戸室）内で死亡事故（自殺・犯罪死・孤独死（注1））が発見され、死亡事故発生住宅（戸室）に空室期間（注2）・借引期間（注3）が、隣接戸室（注1）に空室期間（注2）が発生したことによる家賃の損失が生じた場合

※死亡事故発生日からの日を含めて90日（注4）以内に死亡事故発生住宅（戸室）の賃貸借契約が終了した場合にかぎります。

（注1）死亡事故により物的損害が発生した場合には、死亡事故発生から30日以上の空室期間が発生した場合にかぎります。

（注2）新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合にかぎります。

（注3）賃貸借契約終了のために相続財産清算人が選任された場合は、730日以内とし、ます。

【死亡事故対応費用保険金】

賃貸住宅（借戸室）内で死亡事故（自殺・犯罪死・孤独死（注1））が発見され、被保険者が原状回復費用（注2）または事故対応費用（注3）を負担した場合

※死亡事故発生日からの日を含めて180日以内に生じた費用にかぎります。

（注1）死亡事故により物的損害が発生した場合には、死亡事故発生から30日以上の空室期間が発生した場合にかぎります。

（注2）は既装等するに要する費用（戸室）等を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または消毒金、見舞品購入費用、火葬費用または葬祭費用、相続財産清算人選任申立費用

保険金をお支払いできない主な場合

賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故の場合 など

その他の特約について

本プランレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 個人賠償責任特約包括契約に関する特約

日常生活において、入居者およびそのご家族の方が、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

● 安心更新サポート特約

万が一契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。保険期間が5年のご契約に自動セットされます。

● 営業用什器・備品等損害特約

業務用の什器・備品等の動産について、建物に収容されている間に生じた偶然な事故を補償する特約です。



各特約のさらなる詳細はこちら

こんな方におススメ！

【大家さん向け】
賃貸している戸室で死亡事故が起こった際にかかる費用負担を補償したい。

ご契約時にご注意いただきたいこと

保険料決定の仕組み

THE すまいるの保険の対象は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいるの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。



- (注1) 区分所有建物の専有部分である場合において、主に被保険者が使用または管理する共用部分(バルコニー、ベランダ等)に損害が生じ、管理組合の規約にもとづいて被保険者に修繕の義務が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。なお、この損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、管理組合の承認を得る必要があります。また、ご契約時には、建物の保険金額にこれらの価額は含まれる必要はありません。
- (注2) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車)を指します。また、おおよそ航空機は家財に含まれません。(原動機付自転車は家財に含まれます。)
- (注3) P.18「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。
- (注4) 敷地内に所在する宅配物(荷受人に配達された荷物)をいいます。その荷物に付随する動産である宅配ボックス等を含まれます。自動車および原動機付自転車は保険の対象とはなりません。たとえば、置き配に配達された宅配物(共同住宅内)の保険証券記載の建物共同住宅の場合には、物との有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに隣接した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。に存在する場合は、補償の対象となります。ただし、配達業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に居住する被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含みます。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいるの保険にご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(注1)、併用住宅(注1)(注2)です。
住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいるの保険の対象となる建物は、M構造、H構造、T構造の3区分です。構造等級の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造等級によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造内で保険料が異なる場合があります。)

M構造	T構造	H構造
<p>1. 下記の(1)~(4)のいずれかに該当する共同住宅</p> <p>(1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物</p> <p>2. 耐火建築物(注1) 3. 準耐火建築物(注2) 4. 省令準耐火建築物</p>	<p>1. 下記の(1)~(5)のいずれかに該当する建物</p> <p>(1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物</p> <p>2. 耐火建築物(注1) 3. 準耐火建築物(注2) 4. 省令準耐火建築物</p>	<p>M構造およびT構造に該当しない建物</p>

⚠️ 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で(1)耐火建築物(注1)の場合はM構造となります。)
2. 耐火建築物(注1) (2)準耐火建築物(注2) (3)省令準耐火建築物

(注1) 耐火建築物「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を言います。
(注2) 特定避難時間部準耐火建築物「主要構造部が準耐火構造の建物」を言います。
(注3) 主要構造部が準耐火構造の建物

保険の対象の評価額・保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の償還費用の限度額です。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるようお決めください。

1. 建物

① 評価額の算出

保険の対象である建物、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。

② 保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。(ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。)

詳しくはP.21「評価額保険について(建物のみ)」をご参照ください。

2. 家財

① 評価額の算出

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。新価の目安については、P.4の「家財の新価の目安」を参照してください。

② 保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。

3. 貴金属等

以下「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。



※ 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計「保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。」

※ 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特約のお手続きは不要です。
1,000万円以下	以下のとおりから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

「貴金属等」の詳細はP.26のQ3をご参照ください。

2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額 (次のものは、以下を限度にお支払いします。)

対象	事故の区分	限度額
① 貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または、家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

THE すまいるの保険の保険期間は5年を限度とし、原則、整数年で設定してください。

1. 保険期間

2. 保険料のお支払い方法

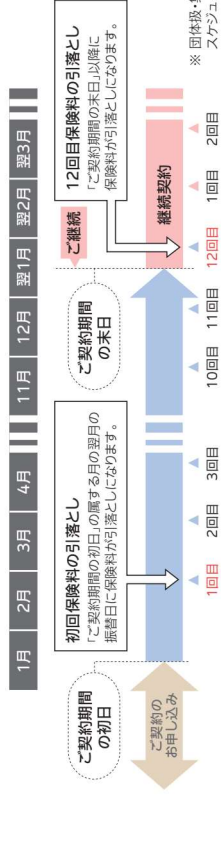
THE すまいるの保険の保険料は、ご指定いただいた方法により後日、お支払いいただきます。ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません(キヤッシュレス)。保険料(分割払)の場合は初回保険料は、「ご契約期間の初日」の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。なお、そのほかにも後日、郵便局やコンビニエンスストアを通じて払込票により保険料をお支払いいただく方法もございます。

※お借入れの場合は、現金払とすることがあります。現金払の契約の保険料は、ご契約時にお支払いいただきます。

※その他のお支払い方法として、ご契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集合する団体扱・集団取扱契約もあります。団体扱・集団取扱契約はご契約者および被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。

(注1)原則26日になります。ただし、26日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。また、金融機関によって振替日が異なる場合があります。

保険料の引落としスケジュール【1年払(口座振替)でご契約期間の初日が1月15日の場合】



特約等の補償の重複について

右記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の契約(火災・盗保険以外の「ご契約される特約や借居ジャパン」以外の)の契約を含みます。かほかにある場合、補償が重複することがあります。補償が重複する特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

※ 契約の引落としの特約(個人賠償責任特約、個人賠償責任特約、個人用火災総合保険(火災・盗保険)の特約)は、ご契約期間中に、ご契約者の住所(ご契約期間中に住所が変更された場合)により補償の対象外となることがあります。ご契約期間中に住所が変更された場合は、ご契約期間中に住所が変更されたことにより、補償の対象外となる場合があります。ご契約期間中に住所が変更された場合は、ご契約期間中に住所が変更されたことにより、補償の対象外となる場合があります。ご契約期間中に住所が変更された場合は、ご契約期間中に住所が変更されたことにより、補償の対象外となる場合があります。

特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

1. 携行品損害特約

- (1) 記名被保険者 (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の未婚の子

2. 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

- (1) 借家人賠償責任
 - ① 借入戸室に居住している方(未成年者または責任無能力者の場合)
 - ② 親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって借入戸室に居住している方を監督する方(親族にかぎり、以下の②に該当しない方)を言います。ただし、借入戸室に居住している方に係る事故にかぎります。
 - ③ 借入戸室の賃貸借契約上の借主で、借入戸室に居住していない方
- (2) 修理費用保険金
 - ① 借入戸室に居住している方
 - ② 借入戸室の賃貸借契約上の借主で、借入戸室に居住していない方

3. 個人賠償責任特約

- (1) 記名被保険者 (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の未婚の子
- (5) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方。(記名被保険者の親族にかぎり、上記1.、2.、3.、4.、5.、6.のいずれかの方)を言います。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (6) (2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方。(その責任無能力者の親族にかぎり、上記1.、2.、3.、4.、5.、6.のいずれかの方)を言います。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

4. 住宅修理トラブル弁護士費用特約

- (1) 記名被保険者 (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の未婚の子

1. 歳年別割引

ご契約期間の初日が保険の対象である建物の新築年月から24年11か月後の月末までにある場合、建物の築年数に応じた割引が、建物の保険料に対して適用されます。ご契約時には新築年月(建物完成した年月)をお知らせください。

2. 建物・家財セット割引

建物と家財を1つの契約でのご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が5年であること
 - 安心更新サポート特約をセットしていること
- ※ 建物と家財が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記1.から11.までの項目についてご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

● 住居部分がなくなったとき ● 日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更	2. 保険の対象の移転	3. 住居部分がなくなった
4. 建物の建築年月	5. 建物内の職作業作業領域の変更	6. 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
7. 居住用戸室の専有(個人賠償責任特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任総合包括契約に関する特約、事故対応等家主費用特約をセットする場合)	8. 割増引の変更(地震・業務遂行名称の共有物件等割引を適用された場合)	9. 割増引の変更(地震・業務遂行名称の共有物件等割引を適用された場合)
10. 増築・改築一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象としたご契約のみ)	11. 建物の所有関係(M構造の建物を保険の対象とする場合)	
12. 保険の対象の譲渡	13. ご契約者の住所・通知先変更	14. 上記以外の変更

安心更新サポート特約による更新について

安心更新サポート特約では、ご契約の更新の際に方のご契約者とご連絡が取れない場合は、通知締切日(注1)までに損保ジャパンまたはご契約のいすれからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容(注2)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(注1)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注1)通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注2)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

安心更新サポート特約のご注意事項

- 保険期間が5年のご契約に自動セットされます。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

参考データ

どんな事故が多いの？

火災保険の保険金支払実績を見ても、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、**事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水漏れなどの日常のアクシデントが**火災よりもずっと上位に。(火災は事故件数ランキングでは第6位です。)

住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。
実際のデータで必要な備えを考えましょう! <2021年度個人用火災総合保険 保険金支払実績>より
平均支払額ランキング

事故種別	第1位	第2位	第3位
水災・風災・雪災など	火災	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	漏水などによる水漏れ
漏水などによる水漏れ			水災・風災・雪災など

※ 平均支払額は、2021年度に個人用火災総合保険でお支払いいただいた保険金の支払額の平均額です。
 ※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。



風災 平成30年台風21号

支払保険金額
2,000万円



水災 豪雨の土砂災害による家財の流失

支払保険金額
1,340万円

出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

評価済保険について(建物のみ)

THE すまいるの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行うため、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持する「**評価済保険**」を導入しています。そのため、万が一の事故の際には**実際の損害の額を全額補償**します。ご契約時から年月が経過し、建物が古くなっていく場合でも安心です。

ここが違う! 従来の住宅向け火災保険では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されなことがありました。

お住まいの地域の災害リスクがわからない!

「THE すまいるのハザードマップ」を ご活用ください!
 「THE すまいるのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。

地震や水災などのお住まいを取り巻く各種災害リスクをピンポイントで分析できます!

カーボンニュートラルの取り組みについて

損保ジャパンは「SDGs経営」を掲げ、損害保険事業を通じた社会へのさらなる貢献に取り組んでいます。
 火災保険においても、密接に関わる住宅への安心、安全の提供を通じた社会貢献を目指しており、その一つに、世界的な地球温暖化への対応であるカーボンニュートラルの実現があります。
 経済産業省がカーボンニュートラルの実現に向けて定める「**将来目指すべき住宅・建築物の姿**」では、2030年時点ですべての新築物件のZEH化や、6割の新築戸建住宅への太陽光発電設備の導入が掲げられています。
 損保ジャパンは、住宅に太陽光発電がもたらすZEH住宅への建てかえの一助となる補償(建てかえ費用特約(P.7参照))や太陽光発電システムが損害を受けた際の発電利益に対する損失の補償(太陽光発電電力・住宅内サイバーリスク補償特約(P.8参照))を提供することにより、「将来目指すべき住宅・建築物の姿」に寄与し、カーボンニュートラルの実現に貢献していきます。
 さらに、約款の送付を省略するWeb約款をご選択いただくことで、ペーパーレス化を促進し、自然環境保護へも取り組んでいます。



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 以下のサービスをご利用いただけます。

119番
 ロック する
0120-620-119



WEBからの受付はこちら
 ※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

サービス名	サービス内容	受付時間
水まわりのトラブル 応急サービス	居室建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料でいたします。	平日:午前9時~午後7時 土曜:午前10時~午後8時 (日曜・祝日、12/29~1/4を除きます。)
かぎのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分(注))の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料でいたします。 (注)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	
健康・医療相談 サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(注) ●医療機関情報などの提供 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。	
防犯機能アップ 応急サービス	すまいるの防犯機能アプリに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	
介護関連相談 サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。	
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいるの維持管理やリフォームなど、すまいるに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをいたします。 ※弁護士に正式に委任される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをいたします。 ※税理士に正式に委任される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	

※総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
 ※サービスは損保ジャパンのフルサービス会社およびその提携業者が提供します。
 ※サービスの手続きにお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
 ※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたってのご注意事項

- 水漏れを止めた後、防犯錠を開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を得る本格的な修理にかかる費用は別途発生する場合があります。お住まいの状況により異なります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家具・器具です。また、保証対象となる物件は、管理会社や所有者の承諾を得てからの作業となります。
- サービスの実施は、専有・占有部分以外に発生した結果、水漏れ・漏水・雨漏りなどの被害・被害は、これらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、総括おまけによる場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル」応急サービスにおいて、お客さまご自身の立会いおよび身分証明(注)ができません。また、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などを提示いただきます。
- お客さまの負担(有料)となる場合があります。
- 「水まわりのトラブル」応急サービスは、2023年4月現在のものです。補償によってはご利用できない場合があります。内容が予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。



住宅修理サービスに関するトラブルにご注意ください!

近年、悪質な住宅修理業者(注)とのトラブル増加が社会問題となっています。

(注)損害発生時の住宅修理等に関して「保険が使える」「火災保険で直せる」等といった営業活動を行い、事故偽装や過大請求、保険金請求に本来必業者です。

損保ジャパンでは、悪質な住宅修理業者とのトラブルを防止する目的で、全額や再築などを除き、保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いすることとしています(注)。
(注)損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に復旧したものとみなします。
お支払いする損害保険金の額についてはP.15をご参照ください。

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

1

甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんももらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。



100万円ももらえるの!? ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで申請いただけます。



えっ! そんなにサポートの手料をとるの!? 残ったお金では修理できないよ。保険会社

2

知らない間に詐欺に加担

被害診断から保険金の請求まで全てこちらにお任せください!



もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな...

この理由で保険金請求すると詐欺に移当するおそれがあります。保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。保険会社

「保険が使える」にご用心!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書*

*修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。
地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問い合わせください。

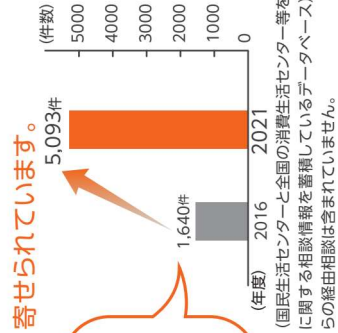


一般的請求手続き方法については、こちらからご確認ください。



手数料はかかりません!

5年前の
約3倍に
急増しています!



ご相談事例
インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に來訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時のみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。
100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないかと。(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

「保険が使える」と言われたら!
損保ジャパン 住宅修理トラブル
相談窓口が取扱代理店に

まず相談!

お客さまからの
ご相談に対応します!
(平日、土・日・祝日ともに午前9時~午後5時まで)

損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

あなたの身近でも増えています!

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

トラブル事例を

YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ

「住宅の修理に関する

トラブルにご注意ください!

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



契約トラブルに
関するご相談先

188

身近な消費生活相談窓口につながります!

・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談

・火災保険の請求手続きのご相談

※ 損保ジャパンの火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※ 平日は担当の保険金サービス課が対応します。



用語の解説

用語

解説

お	汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
き	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ	告知事項	危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが契約前に告知を求めたいものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が50万円を超えるが否かを問いません。))は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
	敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連、続した土地のことをいいます。(併などの囲いの有無を問いません。))また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることがなく、これを連続した土地とみなします。
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
	新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害保険金	保険契約により補償される事故によって直接被った損害、修理と密接に関わる費用を補償する保険金です。
つ	通貨等	通貨および小切手をいいます。
	通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が損保ジャパンに遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ	被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	費用保険金	建物や家財の損害のほか、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ふ	復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば必要と認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
ほ	保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、損保ジャパンが被保険者にお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことをいい、貴金属等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
	保険契約者／契約者	損保ジャパンに保険契約の申し込みをする方をいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに支払う金銭のことをいいます。
み	未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。



よくあるご質問

1	Q	火災保険では地震による損害は補償されないのですか？
	A	はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・浸没・流失による損害や火災が地震等によっても延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。
3	Q	「貴金属等」とは？
	A	次のものをいいます。 ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●絵本、設計書、図案、彫型、銅型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
5	Q	旅行品損害特約では、スマートフォンのようなノート型パソコン、眼鏡なども補償の対象になりますか？
	A	いいえ、補償されません。スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末、コンパクトカメラ、眼鏡、サングラス、補聴器、ドローン、自動車、自転車、クレジットカード、漁具など、補償の対象にならないものがありますのでご注意ください。
7	Q	すまいとくらのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなることはありますか？
	A	いいえ、すまいとくらのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。
9	Q	火災保険の補償について、門・塀・垣し損害を受けなかった場合でも補償されますか？
	A	はい、原則として補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、門・塀・垣も保険の対象に含まれます。(門・塀・垣、物置・車庫等を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。)ただし、お支払いの対象となる条件は「事故の区分」と「保険金をお支払いする条件」により異なりますので、詳しくはP.15「損害保険金について」をご確認ください。
	Q	「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？
	A	「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雷災・雪災、水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.15参照)

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<https://faq.sompo-japan.jp/>

2	Q	竜巻によって屋根瓦が破損してしまいました。この損害は「THE すまいの保険」で補償されますか？
	A	はい、保険の対象が建物のご契約の場合は「風災」で補償されます。 ※損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支払対象となりません。
4	Q	家財にも保険をかけてほしいのですがいいのでしょうか？
	A	はい、ご契約をおすすめします。家財を保険の対象としてご契約いただくと、家具や家電製品などの生活用動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害が補償されます。お客さまの世帯年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を補い上げると、予想以上に高額となるケースがあります。実際に被害に遭われた必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われまます。ぜひ、ご検討ください。
6	Q	ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？
	A	はい、保険の対象が建物のご契約で、かつ所有者が同一の場合は補償されます。なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱加盟店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。
8	Q	随時費用保険金はどのようなときに支払われますか？
	A	随時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金がお支払される場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。事故の際に必要なさまざまな臨時の出費に当てていただくための保険金です。なお、臨時費用の補償の有無は、お客さまに選んでいただけます(P.4 P.16参照)。※お支払いの対象となる事故を火災、落雷・破裂・爆発のみに限定することもできます。
10	Q	＜例：水災＞ ●集中豪雨で自宅が床上浸水した。 ●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の張り替えが必要となった。 ●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押し流してしまつた。 ＜例：漏水などによる水濡れ＞ ●天井裏の水遣管が破裂し水濡れ損害が発生した。 ●給水管が破裂して室内が水濡しになり、保険の対象が損壊してしまつた。 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

万が一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/>

【事故サポートセンター】 【受付時間】24時間365日

0120-727-110 ●おかけ間違いにご注意ください。



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結！
24時間いつでも、カンタン、便利！



LINEのお友だち登録はこちら >

住宅修理サービスなどのトラブルについて

！ ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

詳細は、P.23・24をご覧ください。

損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

- ・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
- ・火災保険の請求手続きのご相談

0120-0244-10

ゼロ ニ ショウ ト ラブル

【受付時間】平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時
※火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。
※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、ご使用の端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけません場合があります。

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン公式ウェブサイト「よくあるご質問」

【パソコン・スマートフォンから】

<https://faq.sompo-japan.jp/>

●ご使用の端末やご利用環境によっては一部ご利用いただけません場合があります。



1分でできるクイック試算

「THE すまいの保険」の保険料を損保ジャパン公式ウェブサイトですぐに試算できます。

お客さま向けインターネットサービス

 **損保ジャパンマイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/> **SOMPO Park** <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能！

SOMPO Parkは「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに」をコンセプトとした、無料の会員サービスです。



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容やご利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

151703003(8)

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉<https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。